

沼津市役所 観光交流課 御中

井田の棧橋への入港(着岸)についてのお尋ね

- 1 井田の棧橋にヨット・モーターボートの一時係留をいつから禁止したのでしょうか
- 2 禁止した場合 どのような理由と法的な根拠でしょうか

私は、1970年代より約40年弱に渡ってモーターボート、ヨットの愛好家として家族や友人達と駿河湾内でマリンスポーツやマリンレジャーを楽しんでいるものです、昨日の友人のヨットが表記の井田の棧橋に入港(着岸)したとき、ここは入港禁止になったから出て行けとライフセーバーから申し渡された様です。彼は偶々強い降雨と風により緊急避難的に入港したのですが、着岸時は雨が上がっていた為雨はあがっているじゃないかと高圧的に拒否をされたそうです。その場で沼津土木事務所に連絡をとった所、留められない事はないけど沼津市の管轄だからと明確な回答をして貰えなかったとの事です。井田の棧橋は沼津市の管轄との事なので、市の行政指導として入港を禁じたと解釈いたしましたのでお尋ねする次第です。

内浦湾には数百隻のヨット・モーターボートがある事をご承知の通りですが、プレジャーボートが自由に安心して一時係留できる場所は大瀬の棧橋と井田の棧橋くらいしかありません。小生も年間出航回数(30回弱)の過半数は井田へ一時係留して休息しております。夏の海水浴シーズンは海水浴エリアと船の係留位置は分離され安全確保が出来ているので家族を乗せて海水浴を楽しみながら出掛けております。

明後日(8月17日)も波・風の状況をみて入港する予定です。

お手数ですが至急ご回答を戴けるよう(出来れば本日中)お願い致します。

平成 26 年 8 月 15 日

〒419-0111

田方郡函南町畑毛 698-223

落合 衛

TEL 055-979-5431

FAX 055-979-5437